



(ハ) 右の組織の性質を略述すれば、

- (1) 府県選挙手帳委員会及び支部執行委員の統制下に全選挙運動を指導・統制する組織である。府県選挙手帳委員会の下にオルガナイザーと暴露隊とを編成する。
- (2) オルガナイザー委員会は、党の各班（工場・農材内に於けるオルガナイザー団）の中から選出された委員により構成し、この選挙戦を通じて、未組織大衆を労働組合・農民組合に組織し、組合員中より、党員を組織する任務を第一的に遂行する。
- (3) 暴露隊は、余土団として活動すると同時に、各工場、農民を中心に

とする庶民会研究会を第一的に指導する。

(チ) 法定運動員組織は、選挙手帳委員会が指導下に一切の庶民的活動を遂行する。

四、暴露方針

- (一) 府県選挙戦に於ける我々の暴露の基本的方針は、
- (二) アルファアベットの暴露
- (三) 新業会なるもの如く、労働者、農民の利益を求むて擁護するものや、府県会なるもの如く、アルファアベットの専横支配の体系の中にあつて、(B) 従来より新業会なるものが、アルファアベットの一偽隣視同として、如何に労働者、農民、無産市民の利益を蹂躪して来たかの暴露、殊に彼等によつて決定されたる地方財政の徹底的暴露。
- (四) 労働者、農民が更に自分達の利益を獲るために、どうしても労働組合、農民組合へ入らなければならぬことを、どうしてやるべきか、どうして立脚するか、新業会に試問を送らうとしてゐるものであるかの宣傳。
- (五) 以上の基準に基づき、暴露隊は、暴露方針書を作り、各々割当てを承